

## ●『何羨録』の筆者・津軽采女政兇

日本最古の釣書といわれる『何羨録』(かせんろく)は、享保八年(1723)に完成した。世界最古の釣書として有名なアイザック・ウォルトンの『釣魚大全』の刊行が西暦1653年だから、それに遅れること七十年後ということになる。

筆者は弘前藩津軽家の分家で、黒石四千石の旗本津軽采女政兇である。(黒石津軽家は文化六年、八代親足のとき、高直りをして一万石の大名に列した)。

『釣魚大全』が釣りの哲学・啓蒙書として、世界的名著の評価を得ているのにくらべ、『何羨録』は内容が専門的すぎて公刊されることがなく、一部の好事家たちの筆写によって辛うじて今日まで伝えられた。釣りの専門・技術書という点からみれば、『何羨録』は『釣魚大全』をはるかに凌駕している。おそらく当時世界中で、これほどの釣魚専門書はなかったと断言できる。

その内容は、江戸前(江戸湾)の釣り場案内にはじまり、主にキス釣りの技術を説明する。竿の部、鉤の部、釣り糸の部、錘の部、テンビン・ウキの部、エサの部の各章にわたり、詳細な図入りで解説し、最後に江戸湾の天候のみかたを、漁師の口伝や過去の資料をもとに収録している。江戸湾の天候の部分については、つい最近まで気象学者の間で参考にされていたという。

さて、津軽政兇(まさとら・名前の読みについては後述)の履歴であるが、寛文七年(1667)年六月、江戸に生まれた。黒石藩は宗家の弘前藩主津軽信枚(のぶひら)が二男信英(のぶひで)に五千石を分知したのに始まり、二代信敏の子が政兇で、黒石三代目となる。幼名を萬吉、通称を采女。名は信房、のち信全と改め、さらに政兇と改めた。

天和三年(1683)九月、父信敏の死後、同年十二月十七歳で家督を継ぎ、小普請組に入る。元禄三年十二月、桐の間番をへて將軍綱吉の側小姓となったが、同五年三月三日の節句に、殿中において左足を負傷した。この負傷がかれのその後の生涯を決定づけてしまうのだが、原因についてはまったく不明である。『津軽黒石藩史』にも「殿中に於いて不慮の怪我にて、左足を傷つけたる」としか記していない。

政兇は傷療養のために、有馬温泉や熱海・箱根塔ノ沢で湯治を続けたが全快にいたらず、翌元禄六年八月、側小姓を辞退して寄合に列し、丸の内の屋敷を返還して、本所三つ目通りに移った。

この間、政兇は貞享四年(1687)九月、上杉綱憲の養女阿久里と結婚。阿久里は高家筆頭吉良上野介義央の娘である。ところが、新婚わずか一年、阿久里は病没する。政兇は阿久里に愛着があったのか、この後正室を迎えていない。

本所三つ目に移転して九年後、元禄十五年十二月十五日早朝、政兇は赤穂浪士襲撃後の吉良邸にかけつけ、その惨状をまのあたりにして衝撃をうけた。そ

して、その後の舅・上野介義央に対する世間の誹謗や、幕府の吉良家取り潰しをきっかけに、かれはしだいに世間に背を向け始める。

いや、この事件ばかりではなかった。打ち続けて起こった黒石領の凶作、疫病の流行、さらに浅瀬川の氾濫などが、領主としてのかれを悩ませたし、また、肉親のあいつぐ不幸も重なった。『津軽黒石藩史』によれば、政兇の子女九人が次々に早世している。

- 女 元禄四年(1694)～正徳六年(1716) 養運院 行年 22 歳
- 女 元禄五年(1695)～正徳四年 正遷院 行年 20 歳
- 某 早世 元禄十一年十一月没
- 某 早世 正徳元年八月没
- 女 元禄十一年出生、享保三年一月没 瑞陽院殿雪岳妙春大姉  
行年 21 歳 (黒石四代藩主・寿世の正室)
- 某 早世 享保二年六月没
- 某 早世 享保六年四月没
- 某 早世 享保七年四月没
- 某 内蔵介 享保十八年(1733)六月没 安住院

以上のごとく、女三人が二十歳を越えたほかはみな早世している。黒石藩は、宗家・津軽信政の十一男寿世(ひさよ)を政兇の三女の養子婿に迎えて、四代当主としたが、その三女の瑞陽院もわずか二十一歳で亡くなっている。

宝永七年(1710)七月六日、宗家の津軽信政から「政」の一字を拝領し、三条吉光の刀一腰を賜り、名乗りを政兇と改めた。この「政兇」であるが、『寛政重修諸家譜』では「まさたけ」と読んでいるが、『弘前藩日記』には「まさとらと訓す」とあり、『黒石市史・通史編』でも「まさとら」となっている。

問題は「兇」である。漢和辞典には「ジ」としか読みかたがない。字義は獣の名で野牛の一種。角が一本で水牛に似て大きい、とある。「兇虎」(じこ)という熟語があり、文字通り野牛と虎だが、勇猛な兵士という意義がある。また「虎兇」ともあり、兇と虎は切っても切り離せない関係にある。

では、「兇」をなぜ、『寛政重修諸家譜』では「タケ」と読ませたのか。それは、政兇を名乗る前の「信全」にあると考えられる。「全」は人名では「タケ」と読ませるから「ノブタケ」である。この「タケ」をそのまま「兇」に当てはめたと推察できる。漢和辞典類をどう手繰っても「兇」を「タケ」と読むものはなく、「兇」は「兇虎」の意義からも「トラ」と読んだほうがふさわしい。

「政兇」の名は津軽家宗家が与えたのだから、当然、漢学者がその字義を十分調べたにちがいない。もし「マサタケ」ならば「政全」としてもいい筈である。それに、この改名の背景には、当時、四人の弟を失い、ただ一人残った母

親も亡くして、失意のどん底にあった政兕を激励する意味もあったようだ。それから考えても『津軽藩日記』の「まさとら」と読むほうが正しいと思えるのである。

しかし、改名してもかれの不運は変わらなかった。政兕は生涯を通じて、じつに二十三人の肉親の死に遭っている。そうした境遇が、政兕を江戸湾の釣りに熱中させていったのだろう。

政兕は『何羨録』の序文の中で「近頃有好事者 春日釣江流 以為忘機之楽」(近頃、風流を好む者があって、春の日、河の流れで魚を釣った。この釣りの楽しみをもって、世の中の一切の煩わしさを忘れることにした)と述べ、最後を次のように結んでいる。

「生涯淡、恬擔無心。屢避塵世。則仁者静、智者楽水。豈其有他乎」。訳せば(私は生涯名利にこだわらず、恬淡で無心でありたいと願う。それでしばしば塵世を避けて釣りを楽しむ。すなわち仁者は静かに暮らし、智者は釣りを楽しむ、どうして、このような楽しみが他にあるか)

政兕をこのような心境にさせたのは、次々と訪れた身内の不幸や黒石領主としての苦悩から一時でも逃れたかったのだろう。『釣魚大全』のウォルトンも釣りに没頭した原因が、やはり身内間の争いと肉親の不幸から逃れるためだったという。洋の東西をとわず、釣り人の孤独な心境はかわらないとみえる。

最後に署名の『何羨録』の意味であるが、推測すれば「釣りの楽しみを知れば、何を羨むことがあろうか」ということになるだろう。かつては、将軍の側小姓として立身出世を夢見たであろう政兕が、不慮の怪我でそれを断念せざるを得なかった己をかえりみて到達した、赤心の表現ではなかったのか。

政兕は享保十八年、病身を理由に隠居願を出し、翌年六月に許されて、家督を養嗣子の寿世にゆずり、浅草今戸の町屋敷に移った。惣髪して「泰雅」と称し、寛保三年(1743)一月二十五日七十七歳で死去した。法名を寂照院殿宗覚泰雅大居士。上野津梁院に葬るとあるが、今日では所在不明である。

※なお、『何羨録』は事典類によって『河羨録』と表記されているものがあるが、これは筆写の過程で誤り伝えられたと考えられる。江戸湾の釣りを述べて、「河を羨む」はおかしいし、序文の政兕の心情とも合わないからである。

### 【人吉藩・相良清兵衛処分一件】

肥後国人吉は四周を峻険な山々に囲まれた盆地の中にできた城下町である。ここに相良氏という小大名がいた。表高二万二千石(実高五万石)にすぎなかったが、その家系は古く、源頼朝の時代に遠江国相良荘から人吉地方の地頭に任ぜられたという由緒を誇る。初代の長頼が建久九年(1198)に人吉に入って以来、小大名相良氏の歴史はけっして平穏なものではなかった。歴代当主はつねに時の権力者の動向をさぐりながら、あるときはあっちにつき、こっちに味方して、相良氏の存続に腐心したのである。

近世に入って最大の危機がおとずれた。関ヶ原の合戦である。相良氏第二十代当主の長毎(ながつね)は、東軍方の加藤清正と西軍方の島津義弘のあいだで揺れ動いた。長毎は清正と仲違いをしていたので、いちおう西軍方についた。その一方で密かに東軍方へ寝返ることを、家康の重臣井伊直政に連絡するという抜け目のなさであった。かくて、大垣城の攻防戦のさなか、長毎は日向の秋月種長、高橋元種らと東軍へ寝返り、人吉の領地を安堵されたのであった。

このきわどい軍略を考えたのが、家老の相良清兵衛頼兄(よりもり)だった。清兵衛は元の姓は犬童(いんどう)とあったが、歴戦の勲功を賞されて「相良」姓を与えられた実力者であった。相良家を安泰に導いた清兵衛の功績は大きく、しだいに本人もそれを誇るような振舞いがあった。当主の長毎も清兵衛の行為を不快に思うようになり、そのしこりが、長毎の跡を継いだ頼寛(よりひろ)の時代に暴発する。

寛永十三年六月十日、死に臨んで長毎は頼寛に対し、「清兵衛の儀は少しでも早い内に処分して、その勢力の禍根を断て」と命じ、さらに「相良家のことは、何ごとも阿部四郎五郎殿、渡辺図書頭殿のご兩人に指示を仰ぐように」と遺言した。若い頼寛が当主になると、清兵衛の専横なふるまいはますます増長し、頼寛にはとても阻止することができなかった。おのれの一派に加わった藩士の知行を増やし、反対派の藩士の知行を独断で削減する。藩の年貢収納・財務も自分の手で押えてしまい、頼寛にはその実態が分からない。しかも、困ったことに一門や藩士の多くは、実力者・清兵衛になびき、町人や下僕にいたるまで、「清兵衛びいき」というありさまである。

頼寛にすれば一刀両断に清兵衛を処断したいところだが、問題があった。清兵衛は「御目見の武士」(大名の家臣で家康に謁見した名誉の武士)であったから、主君といえども勝手に処分は許されない。そこで、頼寛は阿部四郎五郎正之に相談した。阿部は五千石の旗本だが、幕府内で顔が広く、諸大名のもめごとや要望を幕閣に内々に取り次ぎ、穏便にことを収めたりする、いわば政界のフィクサーであった。怖い存在だが、それだけに頼みがいがある。

寛永十六年(1639)十二月、頼寛は阿部、渡辺兩人を通じて老中土井大炊頭に内々相談したところ、「清兵衛は御目見の士だから、勝手に処分できぬ。もし処分するならば、その旨を書面で届けるように」との内意であった。頼寛は阿部・渡辺兩人と相談の上、書面を作成して提出した。

「清兵衛は父長毎のときから気随我がままで、意見を言っても聞かず、かえって主君や家中の者に仇をなす。かれは弱年から家老をしてきたので、家中、町人、召使までも、身内の者ばかりであり、幕府から意見を仰せられても、かえって拙者にどのような悪事をするかも分からず、清兵衛父子を呼寄せて意見することはお断り申し上げます。どうか、お聞き分け下されますように」

つまり、自分ではどうにもならぬから、よろしく処分をお願いしたいということである。こうして寛永十七年五月、老中から阿部・渡辺へ「清兵衛を江戸へ呼寄せ」旨を伝え、藩邸から使者が人吉へ差し向けられた。召寄せの理由は「先年の椎葉山騒動(後述)の仔細を聞きたいから、参府して言上すれば首尾がよかろうと、これは阿部・渡辺殿の内意でもある」というものだった。

これより前、頼寛はいったん人吉に急遽帰国し、翌寛永十七年三月にはまた江戸へ向っている。藩主のあわただしい動きや清兵衛の召寄せに、「さてはお国替えか、それとも改易か」と藩士たちの間に動揺が広まった。

清兵衛もそうした状況を察知し、覚悟を決めたのであろう。六月二十一日、人吉城下を出立した。総勢六十余名。一ヶ月後の七月二十一日、箱根の関所にかかる時、「江戸へ召喚の衆は大小名によらず、関所通過のみぎりは人数・期日を報告することになっている。陪臣(大名の家臣)の身のその方、多勢の人数を召連れて通過するは身のためにならず」と、供廻りを八人に制限された。小田原城下に入ると、清兵衛らは稲葉美濃守に預けられ、大小刀を取り上げられるという囚人扱いをうけた。

一方、人吉に残った清兵衛一族に田代半兵衛頼昌という者がいた。半兵衛は蓑田甚兵衛の子であったが、その母を清兵衛が甚兵衛を殺して横取りしてしまった。ところが、どういうことか、半兵衛は清兵衛の養子となり、母子とも権力者・清兵衛の庇護の下で、羽振りのよい生活を送るようになった。夫の仇、父の仇どころか、半兵衛母子は清兵衛一派に加担したのである。

清兵衛の江戸召喚に危機を感じた半兵衛は、使者の一人を捕えて責め殺してしまった。こうなれば半兵衛も一族郎党を集め、俗に「お下屋敷」と呼ばれる清兵衛の別邸に立て籠もった。

寛永十七年七月七日の暁闇、半兵衛方と藩主側の寄せ手の間で戦いの火蓋が切られた。数刻の後、半兵衛方は男女百二十一人、全員戦死・自刃して、この叛乱は終わった。この事件を「お下の乱」という。この叛乱によって、江戸にあった清兵衛が非常に不利な立場に追い込まれたことはいままでもない。

江戸においては、藩主頼寛が提出した「清兵衛私曲十三ヶ条」に対する裁判が八月二十七、二十八日の両日、幕府の評定所で行われた。評定所列座の面々は、酒井讃岐守、松平伊豆守、阿部豊後守、阿部対馬守、井伊掃部頭、堀田加賀守、加賀爪民部少輔などの幕府首脳陣である。頼寛側、清兵衛側、それぞれの証人を立てて対決した。対決の一例に、藩主から知行を取上げられ改易された勘当の者を、清兵衛が私的に召抱えて自分の手下に加えたことである。この弁明は列座の人々を納得させ得ず、九月四日、判決が下った。

「清兵衛の申し分曲事に思し召されたが、権現様御目見の者ゆえ、命を御助け、津軽土佐守へ御預け」となった。清兵衛主従六人は江戸を発ち、十月九日弘前に着いた。南国の肥後人吉から厳冬の奥州北端の津軽へ、七十三歳の清兵衛にはさぞ応えたであろう。

清兵衛の待遇は合力米三百俵三十人扶持という。最初は城外から一里離れた高屋村におかれたが、火災があり、のちに横鍛冶町裏の鏡ガ池のほとりに住んだ。清兵衛は学問もふかく、手跡にもすぐれ、文芸のたしなみもあり、弘前藩士の出入りも多く、詩歌の指南等をしたという。よほど津軽人に好かれたのだろう。今日も弘前市に「相良町」が残っている。この地にあること十六年、明暦元年(1655)七月十二日、八十八歳で永眠した。

辞世がある。

「終にはと思ふ心のすえとけて 月の都に今たち帰る」「月とともに影くらからぬ山路かな」

相良清兵衛の事件は、実力者の家老を制御できない、藩主の長每、頼寛の器量不足に原因があったとみてよい。が、それは一族・一門衆が家臣化していく過程で、江戸初期の大家が共通して抱え込んだ問題でもあった。清兵衛は相良家の功労者であり、その機略・豪胆は戦国武将の英傑といえるだろう。学問、手跡もすぐれ、人望もあり、魅力にとんだ人物だったにちがいない。

が、藩主やその一族からすれば、「危険極まりない実力者」である。早晚、処分される運命だったのである。

## ※【椎葉山騒動】

日向と肥後の国境山岳地帯に住む、「椎葉十三人衆」と呼ばれる土豪の叛乱で、元和五年(1619)七月、幕府は阿部四郎五郎・大久保四郎左衛門を派遣し、相良長每の軍勢を出動させて討伐を命じた。椎葉の首長ら百四十人を斬り、二百人余を殺して鎮定した。椎葉山は一時、天領となったが、明暦二年(1656)閏四月、相良領の支配地となって、明治維新まで続いた。この争乱以来、相良家は旗本の阿部四郎五郎の指示を仰ぐような親密な関係になったのであろう。

### 【墓石に金網を被せられた尾張の殿様・徳川宗春】

尾張七代藩主徳川宗春は明和元年(1764)十月八日、六十九歳で没し、名古屋市内の建中寺に葬られたが、その墓石には長い間金網が被せられていたという。どんな重罪人でも、墓石まで金網を被せられた例はこの宗春のほかにはないだろう。なにやら祟りを恐れる怨霊の封じ込めのようなようであり、それだけ宗春の存在自体が畏怖されていたともいえる。

宗春は尾張三代藩主綱誠(つななり)の第二十子に生まれた。いわば冷や飯食い〃の身分で、ふつうならば他家の養子となるか、兄の藩主の厄介者として一生を過ごさなければならぬ。宗春は三十四歳のとき、陸奥梁川藩三万石を継いだ。だが、まだ藩地へ行かない間に、尾張六代藩主の兄継友が急死したため、七代藩主を襲封した。冷や飯喰いの身分から一躍、尾張六十二万石の殿様へ、宗春はたいへんな幸運児であった。

この点、紀伊徳川光貞の第三子に生まれ、越前丹生三万石から紀伊五十五万石の当主となり、さらに八代将軍に昇った吉宗とよく似た境遇である。だが、この二人は性格といい、政治姿勢といい、まったく正反対であった。

宗春は、その著『温知政要』にみるごとく、「慈と忍」を基調とした人間の個性を尊重する〃仁政〃にあった。二十一ヶ条にわたる『温知政要』は分かりやすい文章で綴られ、その主旨は、各種法令の頻発、度を過ぎた儉約と下情に通じすぎへの批判、土地繁盛の積極策などで、これは将軍吉宗の政治方針に真向うから対決するものであった。

享保十六年(1731)四月四日、宗春は初めてお国入りした。領民の気持はたいへんなもので、『遊女濃安都』(ゆめのあと)には、初お目見えの歌舞伎役者の乗込みを迎えるようであったという。宗春のいでたちは浅黄色の頭巾に鼈甲の丸笠、縁が二方巻きの煎餅のように上に巻き上がった唐人笠に、着物も羽織も足袋も黒一色。それに馬乗りという芝居気たっぷりで人目を驚かせた。

宗春は吉宗の基本政策である「儉約令」と「法治主義」を極端に嫌った。

「むやみに省略儉約するは慈悲の心がうすれ、庶民を苦しめる原因だ」とし、また「法令を多発すれば、やがては声高に話すことも禁止するようになる」と批判した。

祭礼や盆踊りも「上を祝い、下がうるおい、お国が繁盛するのに、なにも禁止することはない」と盛大にやるように命じ、みずからも見物に出かけた。また、藩士の芝居見物も許可し、遊郭の設置も認めるなど、風俗に関してはおおいに開放的政策を行った。

その結果、名古屋では歌舞伎や浄瑠璃芝居がさかんとなり、常設の芝居小屋が五十七座を数えた。三都(江戸・大坂・京)からも名優・人気役者がぞくぞくと

押しかけて上演した。劇場や遊郭の新設にともない、享保の改革ですっかり意気消沈していた三都の商人たちも、競って名古屋の町に店を構え、たいへんな活況を呈した。江戸の越後屋(三井)、京の大丸(下村)、近江の松前屋の呉服商が進出し、飲食店も江戸の幾世餅、伊勢の赤福餅はじめ新そば屋も軒を連ねた。

宗春は遊郭の設置についても、「好色は本心の真実より出るものゆえ、飲食と同じことなり」といい、江戸には吉原、京には島原がある。名古屋にあって悪いはずがないと、明快に言い切っている。

宗春はひんばんに吉原へ通った。上総屋の和国、三浦屋の初菊、すがた海老屋の清川などを手当たりしだいに寵愛した。

ある日、貧しい花売り娘に声をかけた。廓では尾張さまのお目にとまったと喜び、この娘に小式部という源氏名をつけて遊女に出した。宗春は小式部を気に入り、自分の「春」の一字を与えて「春日野」と改めさせ、身請けして側室にしてしまった。

社寺の参詣では、白牛にまたがり、紅色衣服に紅色頭巾か唐人笠、五尺余もある長煙管の先を奥茶道衆にかつがせて、プカプカやりながら練り歩いたというから、宗春の弩派手ぶりに領民も目を見張った。どこまで本気でどこからが狂気か、その真意がわからないが、享保の改革で萎縮し、不景気風が吹く江戸や大坂にくらべて、名古屋だけは底抜けの明るさだった。

宗春の名古屋繁栄策や商業経済振興は、地元商人にも活気を与え、新しい発展を生じさせ、新興商人の台頭とその成長を現出した。後に名古屋町人の御三家と呼ばれた伊藤・関戸・内田が基礎を確立したのは、この時期である。それは藩主宗春にとって、新財源、課税源のねらいもあったのだ。

### ●おとがめ三ヶ条

享保十七年三月五日、宗春は初の参勤交代で江戸へ出発した。五月五日、市ヶ谷江戸藩邸で嫡子万五郎の「端午の節句」を祝い、旗・幟を町人に拝見させた。当節は遊山気分ご法度の世の中、物見高い江戸っ子はどつとばかり見物に押しかけ、怪我人の出る始末であった。

待ってましたとばかり、吉宗はこれを理由に宗春を押さえつけようと、三ヶ条の詰問状を突きつけた。

第一、国許においてなら別のこと。江戸においてほしいままに物見遊山すること。

第二、嫡子万五郎の端午旗幟のとき、まだ披露もしていないのに、みだりに町人に見物させたこと。しかも町人の中に忌み汚れの者があるかもしれぬのに、神君家康公の旗まで見物させたこと。

第三、儉約令を出して一兩年にもなるが、將軍家につぐ家柄の三家ともある



者がこれを守らないこと。

これに対し、宗春はこう反論した。

第一条の遊山のことは、国許では勝手だが江戸は大名が多くいる所ゆえ、公儀と同様につつしめとあるのは理解できない。国許にいる時は人民の苦しみをかえりみず遊山して、江戸にいる時だけ、もっともらしくしているのは作りものにすぎない。これこそ天道の憎むところになろう。

第二条の江戸屋敷で節句幟を町人に見物させてはならないという禁制は聞いたことがない。披露してないというが、昔から諸大名は嫡子成人の折に幕府へ届け出るものであって、出生と同時に届け出た例はない。権現様の旗を立てたのは万年までも子孫相続を願ってのことであって他意はない。見物人に忌み汚れの者があるかもしれないというが、神は汚れをきらわれることはない。権現様は神仏。慈悲心深く、そのうえ旗を拜んで天下の万民治世を楽しむ。これこそ神慮にかなうであろう。

第三条への反撃は痛快である。吉宗の儉約政策に対する痛烈な批判である。

けだし儉約の根本をご存知なき上は是非なし。聖賢の好む儉約は、上に立つ主人、其の身儉約なる時はおのづから下をむさぼらずして万民心を安んず。米穀つねにとぼしからざれば、世の困窮を救ふ便あり。故に天下国家の聖主、儉約を根本とす。

と、まず儉約の本質論を一席ぶち、「ついで、しかれども其の身儉約にして他を責むる事あらず。自分、中々、聖賢にあらねば勤まらず」と、儉約の干渉をする者は天下の聖主にあらずと吉宗を論難している。幕府の行っている儉約の本質はいかにといえ、

「今、天下の大名・小名、表向きを作る。口に言ふごとく内証にも儉約あれば、面々、金銀米銭を蔵に積むべけれど、口上事にて正しからざるゆえに、借金年々に重なり、手下の町人をせたげ(虐げ)、無理なる理屈を付けらるるほどは付けて、取れども足らず、これすなわち表向き口上手なる儉約の印なり」

とみごとに看破している。

吉宗の儉約令は武家、特に幕府の窮乏打開策であり、人民の生活安定のためではない。当然、財政の窮乏を人民の負担に転嫁することになる。享保十三年、幕府領は全般にわたって課税率を改め、それまでの四公六民を五公五民に引き上げた。

「先代の借金を濟せども、新たに借りる事もなし。町人には加役をかけず、百姓には納(租税)を薄くかける。国に「札遣ひ」(藩札発行)を始めず、民と共に楽しむ」と宗春が領内の治世を自慢したが、吉宗は一言もなかった。

尾張藩では正保元年(1644)の「四つならし」以来、四割の租税率は変わらず、むしろ、当時は四割を下回っていた。また享保十五年に吉宗が許可した「藩札発

行」は、庶民を苦しめていた。紀州和歌山では藩札で商売させたので、町人に金銀が渡らず、ことのほか迷惑をしたという。藩札発行のない尾張へ町人たちは喜んで集まり、商業活動が活発化した大きな原因である。

#### ●宗春の挫折、そして謹慎

理想にもえた宗春の積極的發展策も、それにもなあって、歪みもあらわれ始めた。風俗開放による遊興の害である。享保十九年までに身請けされた遊女の数が百十六人。その中には武士に請け出された者も多く、士風の乱れは甚だしかった。贅沢と遊興の失費で、大身の藩士で人馬の準備を怠り、小身では日用調度品類を欠く者まで出てきた。

宗春は行過ぎた開放策を制限せざるを得ず、享保二十年、藩士の遊興場所を徘徊することと、賭博をとくに禁じた。遊郭・遊女の縮小、新設の芝居小屋の撤廃、藩士の身分相応の生活など、軌道修正に舵を取った。宗春が藩政改革に手を染めた矢先、狙ったように吉宗は尾張家付け家老の成瀬正大、竹腰正武を召し出し、宗春の隠居謹慎を申し渡した。

宗春は施政失敗を認めて、あっさり承知し、家老たちが「権現様以来、かつてなかったことだ」というのを聞いて、「尾張(終り)初もの」と洒落をとぼして平然としていたという。元文四年(1739)一月のことであった。

宗春の治世はわずか八年でおわり、四十四歳から六十九歳で死去するまで幽閉された。いや、死後までもその罪は許されず、墓石には金網が被せられ、五十八年後の文政四年、ようやく歴代藩主として祀ることを許された。金網が取り外されたのは、七十六回忌の天保十年十一月のことであった。

宗春が名君であったか、暗君であったか、どちらにしても名古屋に大繁栄をもたらせたことは否定できない。ただ、課税率が低く、法律もゆるやかだった領民にすれば、よいお殿様であった。城下町の小刀屋藤左衛門という商人が、幕府に「宗春幽閉の非」を上書したので、知多半島の篠島へ流罪となった。城下町商人の気持ちを代表したもので、宗春も以て冥すべきであろう。